

中世辞書の「遊仙窟」訓

平井秀文

中世の辞書類に、遊仙窟の訓詁が、どのように扱われているか。とくに、その出典が遊仙窟と明示せられているものについて考える。もっとも、遊仙窟からと、推定せられるものも少なくない。しかし、それが確かなものであっても、やはり、明記せられたものと否とでは、その筆者の意識が違う。また、出典名として示されていても、それが、直接援用せられたか、孫引きなのかは、かならずしも断定できないことが多い。それらのことは、いま、ほとんど問題とはしない。

- 一 桂川地蔵記の出典注記
- 二 塵袋の記述
- 三 壺囊抄―その援用
- 四 壺囊抄―訓読本書説
- 五 仙源抄について

一

桂川地蔵記を、ここにとりあげるのは、一種の節用集ともいいうべ

中世辞書の「遊仙窟」訓

き性格を有するからである。「種々なる日常百般の知識と文字とを授くる目的をもつて、ある事件を文学的に敘述したもので、内容的に云へば、一種の節用めいたもの」といわれる。その本文は、訓読するようになっていくが、少なからぬ出典の注記があつて、その所拠を教える。「遊仙窟」「遊仙」と記されたのは五条である。

現存諸版本の原本たる前田家(尊経閣叢刊)本によつて調べる。すべて上巻にあつて、一条を除いて他の四条は、連続してほぼ巻末に近い。

ウツホ 箏(九才) ユミツル 箏、マフサキ 鈿、クスネ 天鼠、マド 鈿、

この語、訓ともに原典にない。「箏」が行末に書かれているので、「遊仙窟」の注記が下の字にわたつていて、二行にまたがるため、行末にまとめられたものである。したがつて、この出典は、「鈿」に対してのものと考えられる。刊本の「金鈿銅鑲」とある「鈿」に該当するものであるが、「鈿」字を用いるのは醍醐寺本・真福寺本であつて、訓は「カンサシ、オモノ」とする。陽明文庫本は「マフタキ」と訓ずるが「鈿」字である。「弦」にあるべきが下がった

かとも考えられるが、これは諸本「ツル」とだけ訓ずる。やはり「**鯨**」に対しての注記であろう。

真成マメヤカニ 眞成マメヤカニ 空マメヤカニウツ 甚マメヤカニウツ 強マメヤカニウツ 面マメヤカニウツ 浮マメヤカニウツ 浪マメヤカニウツ 哉マメヤカニウツ

注4
種類従本では、これ以下の四項すべてにある「遊仙(屈)」の注記が、全く異なった語の右記となっている。これは、その注記が左記せられているのを、その次行の当該語に右記せられたものと誤認したためで、他文献のすべての出典注記においてもそうである。書写に際しての誤解によるものとみとめられる。

横陳ノヒフシテ (二十一才) 或横陳有マツヒトモ 待者遊仙

これは、明らかに「ソヒフシテ」の誤写である。史籍集覧本は、そうなっているが、意改したものであろう。原典では、「横陳トソヒフシ、カトモ」と訓ずるが常で、援用の訓は、その文章にしたがって活用させて、かならずしも原訓注2の形のままではない。

向來タケイマト (二十一才) 或遷延ハ、タチヤスライ 或向來有サハキアヘル 騷合者遊仙

これは、前項に直接する文である。「向來」に対しての原訓は、「イマシ、サキニ」その他少なくない。「向來トタ、イマ」と文選読するべきを「タ、イマト」と表記したにすぎない。さらにつきぎの文も直接する。

薄媚ナサケナク (二十一才) 或薄媚有ハ、ナサケナク 拂人ハラフ 一者ヨモ

原典には、「薄媚狂雞三更唱曉」とあって、「薄媚トナサケナキ」

と連体形で、「狂雞ウツレトリ」を修飾する。

遊仙窟を注記したのは、これらにとどまる。しかし、注記されていない援用は、なお多かつたとみとめられる。たとえば、つぎの長文をあげる。「菓子者」の条から、本文だけを。

南嶺補桃、北溪甘蔗、(稗棗石榴)、河東紫塩、嶺南丹橘、燉煌八子奈、青門五色瓜、大谷張公之梨、房陵朱仲之李、東王公之仙桂、西王母之神桃、南燕牛乳之椒、北趙雞心之棗、千名万種不可具論

傍線の語だけは原典になく、カッコの四字は地藏記にはなく、他は全く同文である。

原作者は、多くの援用はしたが、出典名は注記しなかったのではないか。施すとすれば、おそらく、割注形式にして明らかにしたであろう。この長文の、いずれのところにも注記はない。現存本に、傍記の形で記入せられているのは、恐らく後の書写者が、気づくままに書き入れたために、行間となり、またその数も多からず、個所もかたよったのであろう。もともと、少しは、原作者の心覚え的なものも残っているかもしれない。

史籍集覧本は、細書割注の形式で出典を記しているが、おそらく印刷の便を考えてのことであろう。その底本にもそうあったと仮定しても、原作の姿ではないと思う。

したがって、この資料における出典の注記は、他の辞書類における明確な形式とは、おのずから異なる成立にあるということになる。

塵袋（日本古典全集本）に、数条の援用が見える。訓だけではなく、注の文にも及んでいるのが注意せられる。これは、遊仙窟の注が、古くから行われていたことを明らかにしているといつてよい。

一、上中下ヲカミ、ナカ、シモト、ヨミ、ウヘウチシタトヨム

其ノ心如何（卷一ノ三十四）

とある条に、日本記を引き、さらに

遊仙窟ニハ天上下カキテアメノウラトヨメリ 普天之上トカケル

モ、同心敵上ヲウラトヨムハ表裏ノ心ニヤ

などと、つづいている。原典には、「天上」と訓ずる例はいくつかあるが、「天辺」を、そう訓じている例もある。

一、イエトウシト云フハ其ノ心何カン（巻五ノ二十七）

という条に、万葉集をも引いて、さらに

遊仙窟ニ云娘子ハ既ニ是レ作ニ主人母ニ云ヘリ 主人母ヲカ

クヨムハ義ヨミ也家ノ刀自ト同也

原文は、このままではなくて、

娘子ハ既ニ是レ主人母。少府ハ須ク作ニ主人公ニ。

とあって、簡約した形になっている。このあたり、直接原典にあたったかが疑われる。

中世辞書の「遊仙窟」訓

一、直千金ト云フハ千兩ノ金歟（巻七ノ二十二）

この条には、ただちに、つぎのような注の援用が見える。

常ニハサコソ心エラレタレ但シ遊仙窟ノ注ニハ美人一咲

價直千金、一金ハ廿兩也ト云ヘリ

これは、「莫レ言長ク有千金ノ面」終ニ婦テ變テ作ニ一抄
塵」とある本文に直接する注文が、ほぼ右と同文に近い。

美人一咲。價直三千金。一金。七兩也。

かく、刊本には「七」兩に作っているが、これは「廿」の字を誤認したものであろう。諸写本は「廿」兩に作り、この塵袋の文に通ずる。

一、モノ、ウスキヲヘエトアルト云フバ正字如何（巻十、

七）

これには、ただちに、つぎの長文がつづいて、訓とともに注に及んでいる。

ヘエト云フハ、ヤカナルトオナシコト歟 再トカキ

ヘ、ヤカトヨム遊仙窟ノ注ニ輕暎也ト釈セリ カロクヤハラカ

ナリウスキ心モカヨヘルニヤ又月日ノスクルコトノハヤキヲ

イフニモ 再シテ云フコレハカロキニアラス同注ニハ一

ニハレモ 接不レ断 白也ト云ヘリモノ、ツ、キテタエヌ心

ナリ

とあり、さらに、文選の注をも引いている。原本文は、「注再畏ニ
彈穿一」とあり、

ジレセン 注再トヘ、ヤカニシテ彈カハ穿ケナンコトヲ畏ル

と訓ずるべく、二つに分けて引かれている注は、原注では、つぎの
ように一文につづいている。

注再。輕頓也。一云。連接不_レ斷頓。

三

壺囊抄（正保三年板本）には、かなりの援用がある。文選読の例
が多く、これはそれらを選んだというのではなくて、遊仙窟の訓読
が文選読を常とするからにすぎない。また、原訓のとおりではなく
で、その前後に應じての読み換えなどは當然のことで、既述の例
に準ずる。訓読が、真福寺本のに通ずるものの少なくないのは認め
られるが、決してその系統のものだけによったということではな
い。こういう類の文献の少ない例から、訓読の系統を早急に考える
べきではない。

スリコメ 塗籠 チヤウタイト云又タカトノト云何事ソ是不見ニ正字ニ註セ
ル物ナシ（巻一ノ十八）

この項に対する文章の中に、つぎの例文が見える。

遊仙窟ニハ 中堂ノタカトノヲ料理トシツラテトヨメリ

原典では、一般に「中堂」と諸本に訓ずるが、真福寺本では、「
ナカツタカトノ」とする。「料理」の文選読はふつうである。「中
堂ノタカトノ」の訓では、「中」にあたる読みを持っていないこと
になる。

形見トモ方見共書ハ何カ正ク方見形見共ニ當字歟（巻一ノ二十
一）

これに対する説明文中に、関係項として、つぎの文章がある。

遊仙窟ニハ 記念ノカタミトヨメリ。記ハヨホユル念ハヨモフ
也物思習ヒアリシ。面影イヒシ言ノ葉如レ向カシテ暫ク忘ル
事先ケレハ形見ト書ルモ叶ヘリ

この文選読は、原典に「以為記念」を、「記念ノカタミニ為ス
」と訓ずるままである。

マユカユケレハ思フ人ヲ見ルト云ハ実歟マユト云ハ僻言也マユ
メナルヘシ（巻二ノ二十二）

この標題文には、すぐつづいてつぎの文章が示される。

遊仙窟云 昨夜眼皮瞶シテ今朝良人見侍リ。可思フ
眉ノカユクキ人ヲ見シ理リアラシヤ

これは、かなり長く原典を引いている例であるが、それには、

昨ノ夜眼皮瞶 今朝見_ニ好人_一

の如き訓点がある。「眼皮」とは訓じていない。しかし、真福寺本の陽明文庫本などには、「マユメ」と正しく訓ずる。

人ヲニラムトハ何レソ常ニ睨ヲ用ユ(卷一ノ二十三)

これには、長い文章があり、その中に、しきりに、遊仙窟を引いて論ずるのがある。

遊仙窟ニハ斜眼トニラムト読凡ソニラムト云ニ二ノ姿アル歟
怒ル心ハ常ノ義也睨ノ字ヲハ。説文ニハ哀ノ視ト註トセリ是
遊仙窟ノ義ニ叶者也。其故ハ斜眼トニランテ伴噴トイツハテ
ハラタチシテト侍リ。怒ル義ニ非ル歟夫レ男女ノ習ヒ心ニ懸
リ。思ハシク想者ヲ常ニニラムト云ニヤ遊仙窟ノ心是也依レ
義ニ用ヘシ

「斜眼」と「伴噴」とが、訓義の対象になっている。「斜眼トニラ
ンテ」がふつう、「ヨコメシテ」という異訓もあるが、「伴」は、
「イツハリ」のほか、「イカリ」と訓ずるもある。

遊君ナト雙陸ヲ打ニヨネヲノリ物ニスト云ニヨネトハ米歟ヨネ
ニハ非ス宿也(卷一ノ二十五)

これにも、すぐつづいて、原文をかなり援用している。

遊仙窟 張文成十娘作ニ双六ノ時宿 賭セント
云。十娘問云ク若為賭レ宿余答曰十娘輸レ
ハカニ 則共下官 臥ニ一宿ニ下官輸レ 則共十娘

中世辞書の「遊仙窟」訓

かなり長い援用であるが、原典によると、このとおりの訓点は見
あたらない。たとえば「賭レ宿」という訓は、陽明文庫本にあ
るが、この当該部分ではなく、その直前に、「少府と共に 賭
酒。」とある。ここを、醍醐寺本は、「ネツクをウツトイフ」と
し、真福寺本では、

臥ニ一宿ト云リノリモノトハ懸物也ヨネハ宿也非レ米
共ニ十娘一賭レ宿。十娘問曰、若
僕答曰、

となつている。つまり、原典から援用したであろうが、その読みな
どは、かなり自由で、原典のままというものではないと考えられ
る。それは、訓読の語そのものを論ずるのが目的ではなくて、こ
とについて、自由に説くのが堪囊抄であり、つまり辞書よりも類書
という性格であるから、當然である。

碁ノ手ニ付テウチカフ。ソノクナド云其字ハ何ソ左様ノ字皆碁
經ニアルヘシ(卷一ノ二十六)

これに対する説明文のなかに、つぎの援用がある。ほぼ、原文ど
おりであるが、故意か否か、一部の語句を脱している。

遊仙窟云 碁出ニ猶智恵一智者千慮シテ亦有二
一失一愚者千慮シテ亦有一得

これは、全く、「訓」には及んでいないが。「亦」の字は、ともに諸

本「必」に作り、「猶」字もまたすべて「於」である。しかも、「智恵」と「智者」との間には、「張即亦復太能下官曰」の語句があるべきところ。これからすると、前述と同じく、かなり自由な態度の援用というべく、ただし、他よりの間接の孫引きとは考えられない。

物ヲヨクボルト云ハ何ノ字ソ欲タト書也欲々シキナト云同事歟
欲ノ字ヲホル共ホシ、共ヨム也ヨクボルトハ訓。音ニ重説スル
詞也。欲ノ字ヲ万葉ニハホリトヨムホリホルハ同シカルヘシ
万葉集ニ雨ヲ悦フ歌ニ

我カ欲シ雨ハ降来スカクシアラハコトカケズトモ年ハ栄エム
ト云ヒホシカリシ雨ハ降タリト悦也。コトアケセストハ事々シ
ク不_レ祈共ト云也ト云リ。欲ヲハ遊仙窟ニハフクツケ共説ム

ところが、この文は、明らかに「塵袋」(巻十ノ四十)のに拠った
と思われる。すなわち

一、モノヲ欲ホルト云フハ 堀 求 心歟
ヨクホルト云フハ 重説セリ欲ノ字スナハチホル也万葉ニ雨
ヨロコフ哥ニ云

以下、同旨異文があるが、ただ、この遊仙窟に関するものは全くな
い。すると、これは、壺囊抄において加えられたものたることがわ
かる。

原訓には、「貪(生)」字に、「フクツケイこと、フクツケナキ
コト、フクツケキヒト」など、諸本に見える。刊本の如く、「ムサ

ホ(レ)ルコト(ヒト)」とも訓ずるもある。重説というは、音訓
重ねて読むという、いわゆる文選説をさしている。

太刀ナトノソリト云字ハ何ソ反ノ字ヲ可_レ書歟(巻一ノ六十八)
文選ニ云上ニ反宇一以テ蓋戴トフケリトヨメリ 遊仙窟
ニハ返字 雕 藝ト書ケリ返ラモ可_レ用同シ心也

原典すべて、「反字 雕 藝」と同字同訓である。

疊字ニハイコクスルト云ハ何事ソ(巻三ノ七)

迷惑ト書也。是ヲ與音ニメイワク共云也。遊仙窟ニハ。迷
惑トマトフト読リ

これも、典型的な文選説である。原文に、「精神更迷惑」とあるに
ついて、原訓は、「迷惑とマトフ、マトハス、マトヒナン」など、
諸本に同趣である。

ニツコトワライト云何ノ字ソ(巻三ノ三十六)

これに対する説明文のなかに、つぎの援用がある。

遊仙窟ニハ。暈 暈トニコヤカナリトヨメリ

原文「手子暈暈」とある部分で、文選説ながら、その音説を、刊本
ほか多く「ヨットツ」とこれと同じであるが、「ラン(ム)トツ」
と発音しているものもあり、注には「烏骨反」とある。訓も、やは
り「ニコヤカナリ」が、その多くの例であるが、真福寺本・陽明文
庫本に「フクヤカナリ、コマヤカナリ」の異訓も見える。

人ニアヒシラウト云ハ何ノ字ソ(卷三ノ三十七)
會ヲモ用ヒ。應答トモ書。遊仙窟ニ云。五嫂會^{ソウカアエシライ}些^{シヤ}トモ
ヨミ又云。太能^{イトヨクアエシラフ}應答トモヨム。

原典の二項にわたって引いていることになるが、これを原訓による
と、諸本の例

五嫂會些^{アヘシラヘイカシ} 會些^{アヘシラヘイカム} 會些^{イカシ} 會些^{アヘシラフ}
とは、前者の例であり、後者のほうには
復能^{アヘシラフ} 應答^ト 後多^{トアヘシラコト} 應答^ト

などの訓例で、伝本の名は一々あげないが、搦囊抄の文は、ほぼ、
原訓を伝えていることになる。ただし、「太能」の「太」は、諸本
「復」が常である。

ククビル、ト云ハ何ノ字ソ(卷三ノ三十九)
総屈^{スイクツ} 疲頓^{ヒトシ}同ク用ル也。太平記ニハ総^{スイ}ヲ用。総ハ桑果才
果。才規三ノ反心ノ疑也ト注セリ。其心イカ、侍ラム。玄惠
法師ノ書ケル物ニハ。屈ヲ用屈ハ。ツカル、ナレハ。其義叶
ヘリ疲頓^{ヒト}ヲモ。遊仙窟ニハ。疲頓ト。ツカレタリトヨム。同
心ナルヘシ。下二ツヤ猶能ク侍ラム。

原典「疲頓異常」とある語句の訓読を示すので、諸本、「疲頓トツ
カレツ、ツカレタルコト」と訓ずること、右に同じ。なお、「異常
」も、すべて同じく、文選読して、「異常トハナハタシ。」

物ノサハヤカナト云ハ何レノ字ソ(卷三ノ四十一)

中世辞書の「遊仙窟」訓

爽^{サウ}字ヲ書ク。太平記ニモ。是ヲ用字註ニモ明也。差^{カガフ}也ト尺
セリ又肝賤トモ書ク。遊仙窟ニ肝賤ト。サハヤカニシテトヨ
ム也。如^レ此ノ詞ノ字凡多カルヘシ。漢書三志史記文選ヨリ
乃至遊仙窟千字文文集等ヨリ出タリ。此等ヲ訓ノ本書ト
スル歟。

原典の諸本、この「肝賤」の文選読については、すべてこの説明の
とおりである。しかし、この最後の一文は、漢字の訓読について
の、典拠ある諸書をあげて興味がある。これについては、次項に再
説する。

恒娥^{コウガ}ト云ハ。何ナル事ソ(卷六ノ二十二)
恒娥八月ノ異名也。遊仙窟ニ恒娥ノ月人女也説メリ。實ニハ
人ノ名也。

説明文は、以下、諸書をあげて、長文がつらなっている。原典を見
ると、諸本正しく「恒娥のツキ人」と訓ずるが、また右の如く「ツ
キヒトシナ」ともあり、単に「ツキオシナ」というもあり、さら
には、「ツキヒトヲトコ」と訓ずる醍醐寺本さえある。いずれにし
ても、「恒(姮)娥」という音読を冠する文選読たることは例外
でない。

搦囊抄が、何らかの形で、遊仙窟を援用するのは、右の條々であ
る。その標題に示される如く、その読みを対象とするか、その用字
を対象とするか、の形式を採って、論を進めていることが多い。原
文の文字と多少異なっているところか、訓読に自由さがあるか、そ

これらの点は否定できないにしても、恐らく原典を、何らかの本によつて、ほぼ直接に援用したものと認めてよいと思う。現存伝本のどれかに想定しようということは、考えるべきではない。

四

ここで、再説するべきは、さきに示した(卷三ノ四十)条での説明文の末文についてである。

此等ヲ訓ノ読ノ本書トスル歟。

という表現は、その直前にあげた漢籍の訓読というものが、当時すでに、典拠として重要視されていたことが明らかである。しかも、それにつづいて、四百を超える語を列挙して、それぞれに付訓がある。単字、熟語のいづれにも及び、その単語の配列は、いろは順にしたがい、かなりの数に及んでは、その訓読語の出典を注記しているのである。

その出典注記に偏することが著しい。訓読の「本書」としてあげたのは、漢書以下数種であるが、現実に出典名を注記したのは、きわめて珍しく

- 完 侍白 侍者同
- フ、ハ、ア、カ、ル 抜 扈文 奎 躡同

これらの例は、それぞれ「白氏文集」、「文選」を出典と示しているべきながら、わずかに二例ずつにすぎない。

これらに対して、はつきりと示しているのは、他には、「仙」と

注した、すなわち「遊仙窟」を示すと思われるものが、かなりあるにすぎない。「仙」の下に、相つづいての語例で、「同」と注したものは、「仙」とあると同じと認めて、それらを含めたすべてをあげると、つぎのようになる。

- 半 面仙 半 面仙
- 自 在仙 自 在仙
- 攀 折仙 攀 折仙
- 求 守仙 求 守仙
- 偏 愛同 偏 愛同
- 加 諸仙 加 諸仙
- 消 息同 消 息同
- 攀 折仙 攀 折仙
- 盤 榭仙 盤 榭仙
- 三 々仙 三 々仙
- 不 平仙 不 平仙
- 可 怜同 可 怜同
- 大 語仙 大 語仙
- 泣 淚仙 泣 淚仙
- 荒 涼仙 荒 涼仙
- 嬈 姹同 嬈 姹同
- 方 便仙 方 便仙
- 可 愛仙 可 愛仙
- 嬈 姹同 嬈 姹同
- 風 流仙 風 流仙

語例の下に、線——を施したのは、その下の語がすぐつづいてあげられているもので、したがって、その下の語例に「同」の注記あるのは、その上の「仙」を示しているものと認めたという意のもので、もちろん、私に注意した印である。

いくつかの問題がある。まず、原典に見出し得ない語があるという点について。まず、「盤 榭」であり、字類抄や節用集などにこの例はあるが、原典に、他の語にこの訓はあっても、この字はない。そこで、壺囊抄が、これをあげているところを、他の語とともに、列挙してみると、

- 盤 榭仙 盤 榭仙
- 仿 儻 仿 儻
- 徒 倚同 徒 倚同
- 寸 步 寸 步
- 還 巡同 還 巡同

という順になつてゐる。「仿^{クチモトラル} 倿^{ク、スム}」「寸^{ク、スム} 歩^{ク、スム}」という両語訓が原典にもあることを思えば、「盤^{ク、スム} 櫃^{ク、スム}」の「仙^{ク、スム}」が「仿倿」の下にあるべく、「逡巡」の「同^{ク、スム}」が、その上の「寸歩」の下注にあるべきものと、それぞれ、その注記を一つずつ下上させれば、全く、原典の語訓のとおりとなつて、疑問はなくなる。したがつて、「盤^{ク、スム} 櫃^{ク、スム}」は、全く他の何らかの出典ということになつてしまふ。つまり、壙囊抄のこれら出典の注記などには、いくらかの誤脱があつたであろうと推定すれば、解決がつき、それは、また、決して無理な考えではない。「仿^{クチモトラル} 倿^{ク、スム}」「寸^{ク、スム} 歩^{ク、スム}」は、そのまま遊仙窟に存するからである。もう一つは、右に示したように

攀^{ツ、ラブリ} 折^{ツ、ラブリ} 仙^{ツ、ラブリ} 盤^{ツ、ラブリ} 折^{ツ、ラブリ} 同^{ツ、ラブリ}

と、すぐつづいてあげられているから、その下の語例も、遊仙窟を示すものと考えるべきであろう。ところが、これら両語は、その訓ともに、全く原典に見えない。したがつて、現存本を信ずるかぎり、これらはともに、誤記せられたものと考えざるを得ない。その前後の語例と考えあわせても、解決つきそうではない。仙源抄は出典を「文集」と注して「盤^{ツ、ラブリ} 折^{ツ、ラブリ}」をあげ、節用集のなかにも、また同例を示しているものはあるが。

なお、「タチヤスラフ」であるが、原典には、この訓語として、「逡巡」「逡巡」の字で用いられている。

語はあつても、同訓の存しないものがある。「荏苒」の「ハエヤカナリ」は、そのままでは解しがたい。「ハ」が「へ」の誤記とすれば問題はないが。原訓は、ふつうに「荏苒トへ、ヤカニシテ」と

、中世辞書の「遊仙窟」訓

読まれてゐるから。つまり、「ハエ(エ)ヤカ」でも「へ、ヤカ」でもよい。

「自在」の「ワカマ、ナリ」の訓は、当時の他の文献には珍しくないが、この原典では、「自在トホシイマ、ナルコト」などと訓じ、「ワカマ、」の訓は、見あたらない。これは、そういう訓の伝えがたまたま存していたのか、あるいは、その出典注記の誤記なのか、解しがたい。

「荒涼」の「アハケテ」の訓も、同断。原典諸訓は、「荒涼トラケテ、アレテ」というのが常。この語を「アハケル」と読んで、あえて意味的に著しい誤りともせずという扱ひも、考えられないではないが。「ハ」を「ラ」の誤写とするのが妥当ではないか。とにかく、この語訓は、見えない。

「消息」を「アリサマ」と訓ずるは、中世の辞書類からは、いくらか見出せるが、原典諸本には、どうしてか、この語に付訓することなく、「消息ヲ作サント云」などと、原文を點じている。「アリサマ」の訓は原訓にあるが、文字は、「行迹」「行跡」に対するものである。あるいは、この壙囊抄の例をそのままに認めるとすれば、「消息ヲ作サント云」という訓詁文が成立することになり、それでは、文意がおだやかではない。これは、さき問題とした「荒涼」に、すぐつづいて「消息」にあるために、いちおう、遊仙窟として扱つての問題であるが、その「荒涼」に疑問のある以上、ここに注記せられている「仙一同」ということが、ともに不確かな例となつてしまふ。

かく観ると、この出典注記が、どれほど確かであるか。少なくとも

も、この板本の記載がそのまますべてを認められるものとは考えられない。これを証することは、初めに記したように、この条に列挙せられた語は四百を超えと言った。そのうち、出典の明記せられと認めるべきは、右の三種にすぎず、しかも、遊仙窟が絶対に多きを占めている。この訓がいかにか中世の文献に、特異なものとして援用せられることの多かつたかを証する一例とはなっても、それも、全体の語数からいえば、きわめてわずかである。

他のほとんどの訓語は、「訓ノ読ノ本書」と記されながら、書名は注記されていない。恐らく、あるいは、その注記のないような語訓は、諸書に共通的に少なく存在するものであるから、あえて、一々注するまでもないとの考えから省いたのであろうか。

いずれにしても、遊仙窟だけを、とくに多く示したのは、注意せられる。注記すべきものをも誤脱した例もあつたかもしれないが。

五

ここに、わずかの援用ではあるが、仙源抄（應永本）に言及しておく。これは、辞書の形を採っているが、別に、源氏物語古注における遊仙窟「訓」ともいうべき稿においても、他の注釈との関係において論ずるべきであるが。

いととうし イハトウシ 遊仙窟
主人女

娘子ハ既ニ是レ主人母。少府ハ須クレ作スニ主人公ニ。

これは、塵袋の項にも説かれていた。原訓では、「イハト(ウ)シ、主人母」、「イハ(ノ)キミ、主人公」と訓ずるのが、常である。

はずのみ ハズノミ 藕實也私云遊仙窟に

蓮子レンシノサカツキとあり爰にてもその心數愚案これは忝酌の義にあらすたゝ藕實の心なるへし

この文章、やや解しかねる。というのは、原典に「蓮子實深」の句があつて、「蓮子ノカナシミ(ヒ)實ニ深シ」と読まれている。

まめたち給 マメタツ 遊仙窟 皺眉アマガツ上

「斂色」は、「斂色トマメタチテ」と例の文選読が、「色ヲ斂メテ」と反読するかが、原訓であり、「皺眉」は「似皺眉」を「眉タテルマユヲ皺ムルニ似」と訓読し、「マメタツ、ヒソム」が、常である。

えたふまましく エタフマシク 匹耐 ヒツタマシク 遊仙窟

これは、原文「一眉猶巨耐」のところで、「一眉タニモ猶耐ヘカタキ(ニ、モノヲ)」と訓じ、「タエカタキ」が訓読文としてすなおであるが、これを、全く、和文化して「えたふましく」としてあげている。原典によつたか否か、断するべくもないが、全く、意解しているものと言つてよい。

さゝやかに ササカニ きぬのおとなひこキヌノオトナヒコと少サヤカ也

狭サヤカ也 サヤカ 細サヤカと許 サヤカ 遊仙窟

「ササヤカニ」は、一般の訓であり、和語である。原典「腰支細細許」は、「腰支ノコシハセ細細許トサ、ヤカナル(サ、ヤカニナマ

メキ)」と訓ずる。この語訓は、とくに、中世の注釈や辞書の類に採られることが多い。

要するに、中世の辞書とはいうものの、注釈書の説において、遊仙窟の訓を論ずる系列においても、このわずかな援用例は、注意せられるべきである。

―この稿終わり、昭四九・九・一八稿―

注 1 尊経閣叢刊本の解説による。

注 2 原典、原訓、原文、原注などの用語は、すべて、遊仙窟のそれをさす。

注 3 刊本、以下の醍醐寺本などの伝本名は、「注 4」を除いて、すべて、遊仙窟についていう。

注 4 統類従本、史籍集覧本は、桂川地蔵記のそれをさす。